



# ふれあいネットワーク情報

《令和4年4月15日 発行：郡山市》(要回覧 **お知らせ**)

## 1 私道への防犯灯やカーブミラーの設置費用を補助します

町内会等からの要望を受け、市では町内会等が独自に私道へ防犯灯やカーブミラーを設置する際の工事費用の一部を補助しております。

設置を検討している場合は、是非ご相談ください。

### ◆ 対象となる私道の条件

- ・延長が20m以上あり、幅員はおおむね3m以上あること
- ・私道の隣接地に存する住宅及び公益施設の3軒以上が利用していること

### ◆ 補助額

対象工事費の2分の1以内（1,000円未満切捨て）

### ◆ 上限額

- 【防犯灯】・既存の電柱等につける場合 3万円まで  
・新たに柱を建てて設置する場合 12万円まで

【カーブミラー】17万円まで

※ 補助に関する条件等については、それぞれの担当課へお問い合わせください。

※ 設置後の維持管理は申請者の皆さまで行っていただきます。

【問合せ先】（防犯灯について）セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151  
（カーブミラーについて）道路維持課 ☎ 924-2301

## 2 **Let's セーフコミュニティ** ゆずりあい運転を実施しましょう！

4月は、新たに自転車通学を始めた学生による自転車事故が、多く発生する時期です。

車を運転する側も自転車を運転する側も十分注意を払い、思いやりの気持ちを持ったゆずりあい運転を実施しましょう。



【問合せ先】 セーフコミュニティ課 ☎ 924-2151

### 3 野焼き等による火災を防止しましょう

#### ◆ 野焼き等は、原則、禁止されています

「野焼き」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、原則、禁止されています（罰則として、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれが併科されます）。

しかし、今月に入り、野焼き等による火災が3件発生しています。

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象条件となっているため、野焼き等により大規模な火災となる可能性もあります。ルールや注意事項を確認し、地域ぐるみで火災予防に努めましょう。

#### ◆ 許可や届け出による例外

- ① 造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行う目的として立木竹、雑草、堆積物等を焼却する「火入れ」については、森林又は森林の周囲1kmの範囲内で実施する場合には、市の許可が必要です。

申請先：林業振興課 ☎ 924-2231

- ② 「どんと焼き」などの地域行事等をやむを得ず実施する場合は、消防署に届け出る必要があります。

届出先：郡山消防署予防係 ☎ 923-1213

#### ◆ 注意事項

許可や届け出の後に、野焼き等を実施する場合は、水バケツなど消火準備をして複数人で行い、火が消えたことを確認するまで絶対にその場を離れないようにしてください。

【問合せ先】	野焼きの禁止について	3 R 推進課	☎ 924-2181
	例外①(火入れ)について	林業振興課	☎ 924-2231
	例外②(農作業等の詳細)について	園芸畜産振興課	☎ 924-3761



【編集／発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課  
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。